

第2回「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」資料

和歌山県民児協
(西村)

1. 居住要件緩和についてどう考えるか

民生委員・児童委員は、その地域に居住する住民の中から選任され、地域の一員として、共に地域に暮らす住民と向き合い、寄り添い、きめ細やかに相談・支援を行なう公的な活動を日常的に取り組んでおり、その家族や親族への支援も担っている。

従って、同じ地域に居住するという民生委員・児童委員の選任要件と活動基盤の基本は堅持することが不可欠な条件である。よって、**居住要件**を緩和することは、**基本的には反対**である。

そのうえで、こうした民生委員・児童委員の日常的な相談・支援活動は、まさに地域社会における福祉ニーズ、生活課題の解決に向けて住民の福祉に責任のある基礎自治体・行政への協力、補完的な役割（「つなぎの役割」）を図っていることであり、地域共生社会の実現のためには、**居住要件は堅持**すべきである。

在勤者の選任については、担当地区に生活基盤を有しないため、地域に暮らす住民と向き合い、寄り添った基本的活動や地区住民との信頼関係構築に課題がある。また、転勤・移動等で短期間に委員を辞任することも考えられる。担当頂く地区と居住地との距離（移動時間）の課題もある。これらから、在勤者の選任は、**基本的には反対である。**

しかしながら、都市部等においては民生委員・児童委員一人が、担当地域で400世帯を超える地域での取り組みの負担感、更にはコミュニティの脆弱化、孤独・孤立、引きこもり、セルフネグレクトなど深刻な状況にある要支援者に対する訪問活動の負担感などが近年ますます顕在化し、これらの課題への対応が求められているのも現実である。従って、現行制度を基本としたうえで、委員が活動しやすい環境整備を行政が主体となり行っていく必要がある。

また、在勤者の選任となれば行政等から企業への理解と協力を求める必要がある。

2. 居住条件緩和する場合に必要な条件や考慮すべき点（基本的に反対、提言は仮定）

①対象とする市区町村を、どのように考えるか

現に、民生委員の定数を満たすことが出来ていない（欠員のある）市区町村で居住条件の緩和を求める市区町村

過去の委嘱状況等から、今後、民生委員の確保が困難（欠員が生じるおそれあり）と市区町村が判断した場合などで、居住条件の緩和を求める市区町村

②居住している民生委員と遜色ない活動が行えると認められる条件や考慮すべき点等について、どのようなことが考えられるか

<遜色ない活動>は、**基本的に無理である。**これを求めるのであれば、当該委員には最初からサポート体制が必要である。

- ・過去に担当区域が存在する市区町村に、一定期間の居住実体がある者

近年、地域の状況変化が激しいことを踏まえ、一定期間とは選任される時点より以前、5年～6年の居住実績を有することを条件とする。

- ・過去又は現在、担当区域が存在する市区町村に親族・知人が在住すること等により、一定の頻度で居住や訪問が認められる者

「一定の頻度」の判断が難しい。訪問程度では地域の信頼は得られない。

- ・担当区域が存在する市区町村において、日常的に住民と接触する機会があると認められる者 など

いずれの職種においても、その地域に留まっている時間他の条件整理が必要である。また、住民との利害関係が考えられる職種は慎重な判断を要す。

③留意点について

就業形態については、現行委員にも各種ある。従って、規制対象とする必要は感じない。本人が熱意を持って活動を行っていかどうかである。

隣接市区町村に居住し担当区域（活動場所）までの移動に一定の時間が必要とする者を選任することについては、地域の実情を踏まえ地区民児協として協力体制の構築が前提となるが、地区民児協の負荷、負担が増えることを懸念する。

④その他

地域の民児協からの意見聴取は必要ではあるが、多種の要望・意見が出ると思われる。現実的には、全民児連との調整で良いと考える。

「地域の実情に応じ、市区町村が個別に認める者」とあるのは、地域との協議や調整の過程がどうなるのか不明であり回答が困難。

3. 民生委員・児童委員の活動環境の改善

選任要件の緩和の議論の前に民生委員・児童委員の活動環境の改善に基礎自治体に取り組む必要がある。なり手確保は、国や自治体で対応頂く制度運用基準の見直しや、活動にあたっての負担軽減策、行政や地域関係者とともに行なう広報活動等、環境改善の課題解決に向けて優先的に検討を願いたい。

協力員制度の充実や担当地区を持たない民生委員・児童委員の複数配置、年齢制約等の現行選任条件の見直し等々である。しかし、委員の増員・協力員制度充実については、現行の民生委員・児童委員の定数の充足に苦しんでいる現状において、更に見つけられるかとの心配がある。

本県では民生委員・児童委員経験者が協力員になり、現役の民生委員・児童委員のサポートにあたっているという町もある。

4. 今回の問題提起の要件緩和について

都市部の一部地域特性であると思われ、全国的な「なり手確保」の課題とは、**異なる事情**であると思われる。例えばマンションの建て替えて一時的に区域外に転居、親の介護等で隣接の地域に転居等で選任要件から外れ、退任を余儀なくされた、等である。これらを含め類似するケースについては、安易に住所要件を緩和するのではなく、地域特性に応じたなり手確保の更なる対応・対策を行政が主体となり行っていく必要がある。

また、現行の制度全般についても時代や社会の変化に適合するよう、不断の検討を行なってゆくことが必要である。特に、今後急激に人口が減少してゆく中で、なり手確保が更に難しくなる事が容易に推測できる。既に、過疎地でも民生委員を担える人材が確保できず、欠員となっている現状もある。いずれにしろ、諸課題に先手を打った検討・対応を行なってゆくことが重要である。今回の問題提起は、その良い機会を与えて頂いたと感謝申し上げます。

以上